

# 墨子明鬼篇補正

原 孝 治

## 明鬼篇

明鬼下篇 子墨子言曰、逮自昔三代聖王既沒、天下失義、諸侯力正。是以存夫爲人君臣上下者之不惠忠也、父子弟兄之不慈孝・弟長・(貞良)也、

①「逮自」は閒話「逮至」に作る。古本皆、「逮至」に作る。墨子書中他に「逮自」の例無く、又清代學者及び吳毓江氏の觸るる所無ければ、「逮自」は「逮至」の誤り。

②「是以存」：馬宗霍云、「是猶此也、以猶乃也、存猶在也。言此乃在夫爲人君臣上下者之不惠忠也」と。

③上文の「父子弟兄」に應ずるのは、「慈孝・弟長」で、「貞良」は承くるもの無し。非儒下篇には、「事兄不弟、交遇人不貞良」(閒話は「交」を「疑友之誤」とし、上に屬して句と爲す)とあり、「貞良」は他人との關係に用ひられ  
てゐる。恐らく後人の加増。

明鬼下篇 ①今若使天下之人借若信鬼神之能賞賢、而罰暴也、則夫天下豈亂哉。②今執無鬼者曰、鬼神者固(請)無有。

①「今若使」は連文。今猶若也（經傳釋詞卷五）。使若也（詞詮卷五）。

②「借若」は聞詁「借若」に作る。借・若は共に假設の語（詞詮卷五）にして連文。

③「今孰無鬼者曰、鬼神者固無有」の十二字、下文に同文有り。又、この明鬼下篇には「今孰無鬼者曰…」、「今孰無鬼者言曰…」、「今孰無鬼者之言曰…」、の形が有る。今參考に列擧するのみ。

④「固」字の下、下文に據って「請」字を補ふ。下文に云ふ、「鬼神者固請無有」と。

明鬼下篇 今天下之王公大人士君子、（中）實將欲求與天下之利、除天下之害、故當鬼神之有與無之別云々

①「實」字の上に馬宗霍の説に従ひ「中」字を補ふ。馬宗霍云、「以他篇詞例律之、實字之上似當有中字。」

②將欲也（廣雅釋詁）。又、「求」には「ほしがる」の意が有る。従つて、「將欲求」は三字の連文。尙、湯淺廉孫氏前掲書參照。

③「故當」は連文。故猶若也（古書虛字集釋卷五）。「當」・「若」は通用。下文には「當若鬼神之有也」と。

明鬼下篇 自古以及今、生民以來（者）<sup>①</sup>、亦有嘗見鬼神之物、聞鬼神之聲（者）、則鬼神何謂無乎。若莫聞莫見、則鬼神可謂有乎。今孰無鬼者（之）言曰、亦孰爲聞見鬼神（有無）<sup>⑤</sup>之物哉。子墨子言曰、夫天下之爲聞見鬼神之物者、不可勝計也。

①「者」字、陶鴻慶の校に従ひ「聞鬼神之聲」の下に移す。兼愛下篇に云ふ、「自古之及今、生民而來、未嘗有也」と。

「者」字無し。

②「見鬼神之物」と「聞鬼神之聲」とは相對すれば、「物」は「姿」の意。

③ 「則鬼神何謂無乎」は下文の「則鬼神可謂有乎」と相對す、「何」と「可」は通ず。

④ 「者」字の下、下文に據って「之」字を補ふ。下文に云ふ、「今執無鬼者之言曰」と。

⑤ 下文に云ふ、「爲聞見鬼神之物」と、「有無」二字は衍。

⑥ 「夫天下之爲聞見鬼神之物者、不可勝計也」の十七字、本文の「今執無鬼者言曰」の下に有り。この十七字は有鬼論者の言である。今、「子墨子言曰」の下に移す。「不可勝計也」の中から周宣王以下の例を擧げるのである。

明鬼下篇 (昔者) 周宣王殺其臣杜伯、而不辜。

下文の鄭穆公・燕簡公・宋文君・齊莊君の上、皆「昔者」の二字有れば、「周宣王」の上に「昔者」の二字を補ふ。

明鬼下篇 當是之時<sup>①</sup>、周人從者莫不見、遠者莫不聞。著在周之春秋。爲君者以教其臣、爲父者以<sup>②</sup>敬其子<sup>(敬)</sup>曰云々

① 「是之時」は下文皆、「是時」に作る。

② 「敬」：馬宗霍云、「說文言部之警、人部之敬、同訓戒也。草書人勹言勹多相混。天志上篇敬戒連文凡五見。他篇亦多用敬字。則本文之敬蓋即敬字傳寫之誤、非警之異文也」と。

明鬼下篇 鬼神之誅<sup>①</sup>〔至〕、若此之慳<sup>②</sup>速也。<sup>(速)</sup>

① 「誅」の下、下文に據って「至」字を補ふ。下文に云ふ、「鬼神之誅<sup>○</sup>至、若此其慳速也」と。二見す。此處と竝ぶ。

② 「速」は「速」の誤り。「速」は「速」の籀文。說文に「速疾也。从辵速聲」と。

明鬼下篇 素服三絶

(玄絶)

「三絶」……馬宗霍云、「素服三絶」孫詒讓云、「三絶無義。疑當作玄純。玄與三、純與絶、艸書並相近。因而致誤。」余謂、三爲玄誤、是也。絶疑統字之誤。說文曰部統爲冕之或體。玄絶卽玄冕也」と。

明鬼下篇 於古曰、吉日丁卯、周代祝社・方、歲于社・考、以延年壽。若無鬼神、彼豈有所延年壽哉。

(刑)

(祀)

(祖)

「於古曰」より「彼豈有所延年壽哉」迄の三十二字、本下文の「則聖王務之。以若書之說觀之、則鬼神之有、豈可疑哉」の下に在り。年壽を延ぶる事については、他に關連する所無し。又、穆公が廟に居たのは祖先を祭ると關連があらう。この事は帝から壽を受ける事と連る。故に、「曰、予爲句芒」の下に移す。

明鬼下篇 若以鄭穆公之所身見爲儀、則鬼神之有、豈可疑哉。非惟若書之說爲然也。

(秦)

上文の周宣王、下文の燕簡公・宋文君・齊莊君の事は夫々「著在周之春秋」、「著在燕之春秋」、「著在宋之春秋」、「著在齊之春秋」とする。そして、この典據を承けて「非惟若書之說爲然也」(最後の齊莊君の所にはこの句は無い)とし、下文即ち周宣王から鄭穆公へ、鄭穆公から燕簡公へ、燕簡公から宋文君へ、宋文君から齊莊君へと續けて行く。所が、此の鄭穆公の條には「非惟若書之說爲然也」の「若書」に相當する書名「〇之春秋」が無い。これは脱文があるからであらうか。

明鬼下篇 期年燕將馳(於)祖(澤)。(燕之有祖)、當齊之(有)社稷、宋之有桑林、楚之有雲夢也。此男女之所

屬而觀也。

(歡)

(祀)

(澤)

(澤)

(澤)

(澤)

(澤)

(澤)

(澤)

(澤)

(澤)

(澤)

(澤)

(澤)

(澤)

(澤)

(澤)

(澤)

(澤)

(澤)

(澤)

(澤)

(澤)

(澤)

(澤)

(澤)

(澤)

(澤)

(澤)

①「馳祖」の「祖」について、畢沅は「祖道」とするが、王念孫は之を非として、法苑珠琳君臣篇の「暮年簡公祀於祖澤。燕之有祖澤。猶宋之有桑林、國之大祀也」によつて、「祖」を澤名とし、孫詒讓は王説を是に近しとして顔之推の還冤記を引いて王説を補強する。この「祖」を「祖澤」とする説は認めてよいであらう。

次に、「馳」は「祀」の誤りである。(1)法苑珠琳には、「暮年簡公祀於祖澤」と「馳」を「祀」に作る。(2)「馳」と「祀」とは草體殆ど同じ。(3)内容上からも「まつる」と見るのが妥當であらう。よつて、「馳」は「祀」に改む。

②「馳」「祖」の間に、下文に據つて「於」字を補ふ。下文に云ふ、「馳於祖塗」と。

③「燕之有祖」、「齊之社稷」、「宋之有桑林」、「楚之有雲夢」と四條並列。故に、「社稷」の上に「有」字を補ふ。

④吳毓江氏は「社字獨立成儀、非以社稷連文也」と云ふけれども、「社」一字にては義を爲さず。又、下文の「宋之桑林」、「楚之雲夢」と三事は並列。更に、舊本は皆「社稷」に作れば、今吳氏説に従はず。「社稷」を一體とすべき事については池田末利氏「社の起源とその變遷——句龍傳説批判——」（中國古代宗教史研究所收）参照。

⑤「觀」は「歡」の誤り。即ち、(1)「燕之祖〔澤〕」は祭の時には多くの人々が聚る場所である。聚つた人々が祭を見るのは當然の事であるから、祭を見るだけであれば「祭に聚つた」と記すだけで十分であらう。わざわざ「觀」と書く必要は無い。(2)「觀」と「歡」とは草體殆ど違いが無い。その爲に屢々淆用される。左傳哀公元年の「觀樂是務」を文選吳都賦の李注は引いて「歡樂是務」に作り、呂氏春秋聽言篇の「世主多盛其歡樂」を舊校には「歡一作觀」と云ふ。(3)音は同じ。(4)古代に於る祭は、その祭地に人々が集る絶好の機會であつた。そこは交易の場として、又男女の出合の場としての機能を有してゐた。以上の點から、「觀」は「歡」（喜樂也）の誤りである。

⑥下文に「擊之、殪之車上」とあるから、簡公は未だ車上に居たのである。祀るのであれば、車から降りてそれなりの準備が必要であらう。然るに、「擊之、殪之車上」とあるから、沮澤まで来て居て、そこで祭らうとしたのではな

く、「祀る爲に祖澤に向つて方に車を走らせようとしてゐた」と見るべきであり、「馳」は上文とは異り、「祀」ではなく、本来の意味の「はず」である。尙、この後文の「馳」を上文と同じく「祀」の誤りとした拙前論文「墨子権義」（墨子研究論叢(仮)所収）の考へは此處で訂正して置く。

- ⑦ 「塗」は「澤」の誤り。(1)この「祖塗」は上文の「祖〔澤〕」に對應する。(2)「澤」と「墀」とは草體甚だ近い。偏と土偏との誤用は少くない。淮南子原道訓の「是故能天連地滯」の「滯」を文子道原篇は「墀」に作り、莊子徐無鬼の「郢人墜漫其鼻端、若蠅翼」の「漫」を初學記卷十八引は「墀」に作る等の如くである。この様に考へると「澤」を「墀」に誤つたものであらう。そして、「墀」と「塗」は同じであり、又「塗」は通じて「塗」に作るから、「墀」を「塗」に書いたのである。

- ⑧ 「燕之有祖〔澤〕……此男女之所屬而觀也」は燕の「祖〔澤〕」についての説明であり、本論には直接の關係は無い。してみると、「祖〔澤〕」の注の本文への竄入であらう。

明鬼下篇 著在燕之春秋。諸侯傳而語之曰、「戒之愼之。」<sup>①</sup>凡殺不辜者、其得不祥。鬼神之誅〔至〕、若此其懼<sup>②</sup>也。

① 上文には、「凡殺不辜者」の上に「戒之愼之」の四字有り。今據つて補ふ。

② 「誅」の下、下文に據つて「至」字を補ふ。下文に云ふ、「鬼神之誅至、若此其懼<sup>③</sup>也」と。

③ 「邀」字、吉田本は「邀」に作る。「邀」は「速」の籀文。今「邀」に改む。下同じ。

明鬼下篇 昔者宋文君鮑之時、有臣曰<sup>(祝夜地)</sup>拓觀<sup>(地)</sup>辜。固嘗從事於厲<sup>(祀)</sup>廟<sup>(廟)</sup>。

① 「事」は「祀」の段字。周禮天官宮正、「邦之事躡」、鄭注云、「事祭事也」。說文通訓定聲に云ふ、「事段借爲祀」と。

又、下文の「使親者受内祀、疏者受外祀」の内祀・外祀を劉逢祿書序述聞引墨子は「内事・外事」に作る。

②「厲」は「厖(廟)」の譌字。「厲」の本字は「厖」。「厖」・「厖」は形相似て誤る。

明鬼下篇 著在宋之春秋。諸侯傳而語之曰、「戒之慎之」<sup>①</sup> 諸不敬慎祭祀者、「其得不祥」<sup>②</sup> 鬼神之誅至、若此其慳<sup>③</sup>也。以若書之說觀之、「則」<sup>④</sup> 鬼神之有、豈可疑哉。

① 上文に據って、「諸」字の上に「戒之慎之」の四字を補ふ。

② 「鬼神之誅」の上に「其得不祥」の四字を補ふ。上文に云ふ、「爲君者以教其臣、爲父者以讖其子曰、戒之慎之、凡殺不辜者、其得不祥。鬼神之誅、若此之慳<sup>③</sup>也」と。

③ 「邀」字、吉田本に據って「邀」に改む。(邀は速の籀文。)

④ 「鬼神」の上、上文に據って「則」字を補ふ。上文に云ふ、「以若書之說觀之、則鬼神之有、豈可疑哉」と。尙、下文の「著在齊之春秋」の下も此處と同じ。

明鬼下篇 故於此乎、自中人以上皆曰、若昔者三代聖王<sup>①</sup>(者)、足以爲法矣。若苟昔者三代聖王<sup>①</sup>(者)、足以爲法、然則姑嘗上觀聖王之事。昔者武王之攻殷誅紂也、使諸侯分其祭曰、使親者受内祀、疏者受外祀。故武王必以鬼神爲有。(是<sup>④</sup>故攻殷誅紂、使諸侯分其祭。)若鬼神無有、則武王何祭分哉。非惟武王之事爲然也。(故聖王其賞也必於祖、其僂也必於社。賞於祖者何也。告分之均也。僂於社者何也。告聽之中也。非惟若書之說爲然也。)且惟昔者虞・夏・商・周三代之聖王、其始建國營都云々

この明鬼篇は大略、(一)〇之春秋(鬼の耳目の情)、(二)三代の聖王堯舜禹湯文武の事蹟、(三)夏書・商書・周書の記述、

④鬼神は天下の事を治く見て賞善罰暴至らざるは無い。夏桀殷紂が滅びたのは鬼神の誅罰によるとする事によって鬼神の存在を明らかにしようとするのである。

①「聖王」の下、上文に據って「者」字を補ふ。上文に云ふ、「若昔者三代聖王、堯・舜・禹・湯・文・武者、足以爲法乎」と。下同じ。

②以下に三代の聖王の事蹟を挙げると云ひながら、「武王攻殷誅紂」の事のみを挙げ、又これを承ける下文には「非惟武王之事爲然也」と云ふ。してみると、武王以外の聖王の事についても書かれてゐた筈である。例へば、「昔者湯王之攻夏誅桀也……非惟湯王之事爲然也」の部分が存在したと考へられる。

③内祀・外祀は劉逢祿の書序述聞引墨子には内事・外事に作る。事記通。

④此處では、武王が「使諸侯分其祭」た事は「以鬼神爲有」とする事だとする。尙、劉逢祿の書序述聞引墨子には「是故攻殷誅紂、使諸侯分其祭」の十二字は無い。又、上文と重複すれば此の十二字を削る。

⑤(一)「故聖王其賞也必於祖……非惟若書之說爲然也」迄の四十六字、前後の文と相屬せず。(二)此處は「若昔者三代聖王、足以爲法矣。若苟昔者三代聖王、足以爲法、然則姑嘗上觀聖王之事」として、三代の聖王堯舜禹湯文武の事蹟に照して鬼神の存在を證しようとする所であり、古書によつて證しようとする所ではない。然るに、下文に「非惟若書之說爲然也」とする。又「若書」の指す所が無い。(三)又、下文には「今執無鬼者之言曰……亦何書有之哉」との問に答へて、「子墨子曰、周書大雅有之……觀乎商書……觀乎夏書……故尙書夏書、其次商・周之書云々」と夏書・商書・周書を引いて鬼神の存在を證明する。(四)その中の夏書に「是以賞于祖、而僂于社。賞于祖者何也、言分命之均也。僂于社者何也、言聽獄之事也。故古(者)聖王必以鬼神爲賞賢而罰暴。是故賞必於祖、而僂必於社」とあつて、今問題にしてゐる此處と相應する。してみると、この「故聖王其賞也必於祖……非惟若書之說爲然也」は上篇又は

中篇の夏書による證明の中の一部份の殘簡の竄入であらう。この様に見ると、「非惟若書之説爲然也」の「若書」も夏書と考へられる。今、四十六字を削る。

明鬼下篇 必擇國之正壇、置以爲宗廟、必擇木之脩茂者、立以爲敢位、必擇國之父兄慈孝・貞良者、以爲祝・宗、必擇六畜之膂肥・倅毛、以爲犧牲、必擇五穀之芳黃、以爲酒醴・粢盛、(故酒醴・粢盛、與歲上下也。)<sup>①</sup> 珪璧・琮璜、稱財爲度。故古〔者〕聖王治天下也云々、

此處は「必擇……以爲……」の構文五條の竝列である。

① 劉逢祿の書序述聞引墨子には、「墨翟書言、武王之攻殷誅紂也、使諸侯分其祭曰、使親者受內事、疏者受外事、以爲虞・夏・商・周三代之聖王、其始建國營都邑、必擇國之正壇、置以爲宗廟、必擇木之修茂者、立以敢位、必擇國之父兄慈孝・貞良者、以爲祝・宗、必擇六畜之肥膂・倅毛、以爲犧牲、必擇五穀之芳黃、以爲酒醴・粢盛、與歲上下、珪璧・瓊琮、稱財爲度、此邦諸侯班宗彝之事也」に作る。この「酒醴・粢盛、與歲上下」するのは五穀の豊凶に關はって來る。恐らく、「必擇五穀之芳黃、以爲酒醴・粢盛」の傍注の本文への竄入。據って削る。

② 「珪璧・琮璜、稱財爲度」の八字は本上文の「必擇六畜之肥膂・倅毛、以爲犧牲」の下に有り。今、劉逢祿の書序述聞引墨子に據り、「必擇五穀之芳黃、以爲酒醴・粢盛」の下に移す。

③ 上下の文皆「古者」、「昔者」に作る。今「古」の下に「者」字を補ふ。

明鬼下篇 官府選効必先〔鬼神〕<sup>①</sup><sup>②</sup>

① 「選効」…上文には「春秋冬夏選失時」に作って、「効」字は無い。孫詒讓云、「選當讀爲饌具之饌」と。此處の「選

効」について孫詒讓云、「選讀爲僎。說文人部云、僎具也。廣雅釋詁云、效具也。効俗效字」と。即ち、「選」は「具」、「効」又「具」也。

②「必先」の下、王樹枏の校に従ひ、「鬼神」の二字を補ふ。上文に云ふ、「必先鬼神、而後人」と。

明鬼下篇 古者聖王必以鬼神爲〔政〕<sup>①</sup>（其務）、其務鬼神厚矣。<sup>②</sup>

①「爲」字の下、陶鴻慶の校に従ひ「政」字を補ふ。陶云、「爲下當有政字。承上聖王爲政若此而言」と。

②「其務」の二字、各本は重ねず。曹箋は重ねるも根據を示さざれば、今は從はず。

明鬼下篇 故琢之盤孟、鏤之金石、〔重〕以重之。

下文に據って「金石」の下、「重」字を補ふ。下文に云ふ、「重有重之」と。「有猶以也。以與又古同音。故以可訓又」  
（古書虛字集釋卷一）。

明鬼下篇 故先王之書、聖人〔之言〕一尺之帛、一篇之書、語數鬼神之有也、重有重之。

〔數〕：馬宗霍云、「數字當讀如禮記儒行篇遽數之、不能終其物之數。陸德明釋文云、數色主反。孔穎達正義云、數說也、墨子本文音當從陸、義當從孔。下文同」と。

明鬼下篇 今執無鬼者曰、鬼神者固無有。<sup>①</sup>則此反聖王之務。<sup>②</sup>

①「者」字の下、下文には「今執無鬼者之言曰、先王之書云々」と「之言」の二字有るも上文に「今執無鬼者曰、鬼神

者固無有」と此處と同文有れば、今は上文に従ふ。

②「固」字の下、下文には「請」字有り。

明鬼下篇 有周不顯、帝命不時。

「時」…林義光謂時持久也。有周不顯、帝命不時、言有周之光明、帝命之持久也（詩經通解卷二十三）。

明鬼下篇 御非爾馬之政、若不共命。

「政」は「攻」の誤。俞樾云、政疑攻字之誤。御非其馬之攻、猶云御不攻于御也（羣經平議卷三）。

明鬼下篇 賞于祖者何也、言分命之均也、僂于社者何也、言聽獄之事也。故古（者）聖王必以鬼神爲賞賢而罰暴。

「古」…上下の文皆「古者」に作る。今、「者」字を補ふ。

明鬼下篇 此其故何也。則聖王務之。以若書之說觀之、則鬼神之有、豈可疑哉。……（若以爲不然。）

「豈可疑哉」の下、本「於古曰、吉日丁卯、周代祝社・方、歲于社・考、以延年壽。若無鬼神、彼豈有所延年壽哉。」<sup>②</sup>是故子墨子曰、嘗若鬼神之能賞賢如罰暴也、蓋本施之國家、施之萬民。實所以治國家、利萬民之道也。」の七十二字有り。

①「於古曰……延年壽哉」の三十二字、前後の文と相屬せず。又、「彼豈有所延年壽哉」の句に相當する所無し。據つて、上文の「予爲句芒」の下に移す。

②「是故子墨子曰……利萬民之道也」の四十字は、鬼神が賢を賞し暴を罰するのは、國家を治め萬民に利する道である事を云ひ、上文の鬼神の存在を證する事とは相屬せず。又、下文の「則此言鬼神之所賞、無小必賞之、鬼神之所罰、無大必罰之」の下に結語として有るべきである。據って、下文の「今執無鬼者曰、意不忠親之利」の上に移す。

明鬼下篇 ……奪人車馬・衣裘、以自利者、有鬼神見之。

「有鬼神見之」の下、本「是以吏治官府、不敢不絜廉、見善不敢不賞、見暴不敢不罪、民之爲淫暴・寇亂・盜賊、以兵刃・毒藥・水火、退無罪人乎道路、奪車馬・衣裘、以自利者、<sup>(甲)</sup>由此止。是以莫放。<sup>(乙)</sup>幽閒擬乎鬼神之明、顯明有一人、畏上誅罰。是以天下治。」の八十四字有り。今校するに、此處は上文の鬼神の存在の證明を承けて、鬼神の明は逃れる事は出來ず、その罰は防ぐ事が出來ぬ。それは、桀紂の例の如くであるとし、續けて鬼神の明に本づく罰によって「天下治」の結果を導き出さんとするのである。もし、「是以吏治官府」より「是以天下治」迄の八十四字が此處に有れば、思想はこれで完結し、「故鬼神之明」以下とは相屬しない。恐らく、始めに<sup>(乙)</sup>部の「是以莫放」より「是以天下治」迄の二十六字が此處に錯入し、更に後人がその「天下治」に引かれて、上文の「是以吏治官府之不絜廉、男女之爲無別者、鬼神見之。民之爲淫暴・寇亂・盜賊、以兵刃・毒藥・水火、退無罪人乎道路、奪人車馬・衣裘、以自利者、有鬼神見之」の結果として、<sup>(甲)</sup>部の「是以吏治官府、不敢不絜廉……以自利者、由此止」を附加したものであらう。今、「是以吏治官府、不敢不絜廉……由此止」迄の五十八字を削除し、「是以莫放……是以天下治」迄の二十六字を下文の「鬼神之所罰、無大必罰之」の下へ移す。

明鬼下篇 故鬼神之明、不可爲幽閒・廣澤・山林・深谷。鬼神之明必知之。

「爲」…爲猶助也。論語述而、夫子爲衛君乎。鄭玄曰、爲猶助也。

明鬼下篇 祥上帝伐、<sup>①</sup>元山帝行。<sup>②</sup><sup>③</sup><sup>④</sup>故於此乎天乃使湯至明罰焉。<sup>⑤</sup><sup>⑥</sup>

<sup>(无上)</sup>

①「祥」は「佯」と通ず(牧野校)

②「伐」は「殺也」(廣雅釋詁一)

③「元」は「无」の訛。說文云、无奇字無也。

④「閒話」云、山帝疑亦當爲上帝。

⑤「行」は墨子法儀篇云、天之行廣而無私、其施厚而不德、其明久而不衰、故聖王法之、と。

⑥「故於此乎」は連文(湯淺廉孫・前掲書第四章)

明鬼下篇 王乎禽推哆・大戲。故昔〔者〕夏王桀、貴爲天子云々

① 馬宗霍云、「畢沅謂、『乎禽當爲手禽』、以乎爲手之誤字、而孫詒讓從之。余按畢校非也。說文兮部云、乎語之餘也。

象聲上越楊之形也。兮部云、兮於也、象氣之舒兮。隸書兮作于。乎・于同爲語詞、古多通用。漢書成帝紀、書云、

黎民於蕃時雍、顏師古注引應邵云、黎眾也、時是也、雍和也。言眾民於是變化、用是大和也。應氏以於是釋於字、

於與于同。然則墨子本文之乎、當通作于、其義亦猶於是。言王於是禽推哆大戲也。下文王乎禽費中惡來義同。若從

畢說、是謂湯武誓師、觀兵致罰、而必假親手以禽敵、亦大不中於情理矣。」

② 推哆大戲は淮南子主術訓では「桀之力制船伸鉤、索鐵斂金、推哆大犧」と桀の多力を表するものとし、呂氏春秋簡

選篇高誘注は淮南子に本づき桀の號とする。所で、此處は「湯…王乎禽推哆大戲。故昔夏王桀…有勇力之人推

哆大戲、云々」と「武王……王乎禽費中惡來……故昔者殷王紂……有勇力之人費中惡來、云々」と。即ち、夏桀と殷紂とを對置し、其の中で推哆大戲と費中惡來とが相對する。所染篇では「夏桀染於干辛推哆、殷紂染於崇侯惡來」と「干辛推哆」は「崇侯惡來」に對するから、これは「干辛」と「推哆」の二人である。所染篇では凡て一君に二臣を配する。又、所染篇は呂氏春秋當染篇に本づいてゐる（拙稿墨子所染篇に就いて・大東文化大學創立六十周年記念中國學論集所收）が、墨子書に見える以上、墨者が認めてゐた事になる。據つて、人名として解してをく。

- ③「推哆・大戲」に相對する下文の「費中・惡來」の下には「衆畔百走。武王遂奔入宮。萬年梓株。折紂而擊之赤環、載之白旗、以爲天下諸侯僇。故昔者殷王紂、貴爲天子、富有天下、有勇力之人費中・惡來生捕兕虎、指寡殺人。人民之衆兆億、侯盈厥澤陵、然不能以此圍鬼神之誅。此吾所謂鬼神之罰、不可爲富貴・衆強・勇力・強武・堅甲・利兵者此也」とある。所が、この「王乎禽推哆・大戲」の下には續けて「故昔夏王桀、貴爲天子、富有天下、有勇力之人推哆・大戲生列兕虎、指畫殺人。人民之衆兆億、侯盈厥澤陵、然不能以此圍鬼神之誅。此吾所謂鬼神之罰、不可爲富貴・衆強・勇力・強武・堅甲・利兵者此也。」と下文の「故昔者殷王紂、貴爲天子、富有天下……者此也」と相對する文が有る。文の構成から見ると、「王乎推哆・大戲」と「故昔夏王桀、貴爲天子、富有天下」との間には下文の「衆畔百走、武王遂奔入宮、萬年梓株、折紂而擊之赤環、載之白旗、以爲天下諸侯僇」に相當する語句が脱落してゐると考へられる。

- ④ 下文に據つて、「昔」字の下に「者」字を補ふ。下文に云ふ、「故昔者殷王紂」と。此と相並ぶ。

明鬼下篇 衆畔百走。

「百走」……馬宗霍云、「余疑百當作北。蓋墨子古本作北。後人以北爲背。背與百形近、北與百音同。傳寫遂誤作百矣。」  
(北)

北走卽倒戈反奔之謂。下文武王逐奔、猶逐北也。」

明鬼下篇 有勇力之人費中・惡來生捕兕虎、指寡殺人。

(顧)

「寡」：于邕云、「寡蓋讀爲顧」、馬宗霍云、「禮記經衣篇、故君子寡言而行以成其信、鄭玄注云、寡當爲顧、聲之誤也。陸德明釋文云、寡音顧。疑墨子本文之寡、蓋當作顧、言指顧殺人也。指顧連文、恆語也。寡與顧爲雙聲字。鄭君謂聲之誤、實聲之借耳。聲同者古多通用。墨子與禮記合。正可互證。御覽引作畫、或校者不悟聲借之理、以爲指寡義不可說而改之。未必墨子舊本如是。上文推哆大戲、生列兕虎、指畫殺人。畫字疑亦校者改。幸本文未改、猶得窺知古之借字。」

明鬼下篇 則此言鬼神之所賞、無小必賞之、鬼神之所罰、無大必罰之。是以莫放。①幽閒擬乎鬼神之明、顯明有一人、畏上誅罰。是以天下治。是故子墨子曰、嘗若鬼神之能賞賢、(當)如罰暴也、蓋本施之國家、施之萬民。實所以治國家利萬民之道也。

①「是以莫放」より「是以天下治」迄の二十六字、本上文の「故鬼神之神明」の上に有り。上文の「有鬼神見之」の注參照。

②「是故子墨子曰」より「利萬民之道也」迄の四十字、本上文の「豈可疑哉」の下、「若以爲不然」の上に有り。上文の「有鬼神見之」の注參照。

○「明鬼篇」は鬼神の存在を立證しようとする篇である。これ迄、(一)衆の耳目の情に照して、(二)三代の聖王の事蹟に照

して、(三)周書・商書・夏書によって、(四)鬼神は天下の事を治く見て、賞善罰暴至らざるはない。夏桀殷紂が天子でありながら滅びたのは鬼神の誅罰によると鬼神の存在を強く主張して来た。所が、この後では「若使鬼神請有……」と鬼神の存在を假設する。これは、上來の主張の後退である。まして、「若使鬼神請」、「或ひは「雖使鬼神請」」と云ふに至っては、鬼神の存在を立證すると云ふ意圖に反して居り、墨家としては有り得ない事であらう。そして、此處より後は鬼神祭祀の效用について説くのである。してみると、此れ以下は後人の加増か。

明鬼下篇 子墨子曰、古(之)今之爲鬼、非他也。有天鬼、亦有山水鬼神者、亦有人死而爲鬼者。<sup>①</sup>

①「天鬼」…孫云、「(天鬼下)疑當有神字」と。然し、墨子には「天鬼神」の用例は無い。又、「天鬼」の語は他にも多見すれば、必ずしも「神」字の脱文と見る必要無し。今、孫説に従はず。

明鬼下篇 今有子先其父死、弟先其兄死者矣。意雖使然、然而天下之陳物曰、先生者先死。<sup>①</sup>

①「陳物」…于鬯云、「陳物猶言常事耳。上文云、今有子先其父死、弟先其兄死者矣。然是事之變也。非常也。若以常事論、則先生者必先死。故下文云、曰、先生者先死。若是則先死者、非父則母、非兄而姒也。因上文執無鬼者、謂不忠親之利、而害爲孝子。(蘇時學刊誤云、忠當作中。)故其說云然。」

明鬼下篇 若使鬼神請有、是得其父母・姒兄而飲食之也。豈非厚利哉。<sup>①</sup>

①「若使」…「使、若也」(詞詮卷五)。故に「若使」は連文。

明鬼下篇 今執無鬼者〔之〕言曰、鬼神者固請無有。是以不共其酒醴・粢盛・犧牲〔之財〕。

① 「者」字の下、上文に據つて「之」字を補ふ。上文に云ふ、「今執無鬼者之言曰」と。

② 陶鴻慶の校に従ひ「之財」二字を削る。陶云、「上之財」二字、不當有。涉下句而衍也」と。

明鬼下篇 其所得者、<sup>臣</sup>將何哉。

① 將猶何也（古書虛字集釋卷八）。故に、「巨將何」は連文。

明鬼下篇 此上逆聖王之書、内逆民人孝子之行、而〔欲〕爲上士於天下、此非所以爲上士〔之〕道〔也〕。

① 「而」字の下に、陶鴻慶の校に従ひ、「欲」字を補ふ。陶云、「爲上當有欲字。上文奈何其欲爲高士君子於天下云々。

例與此同。」

② 王念孫の校に従ひ、「之」・「也」二字を補ふ。

明鬼下篇 上以交鬼〔神〕之福、不以台驩聚衆、取親乎鄉里。

① 「不」は間詁、「下」に作る。古本は皆「下」に作り、清代學者及び吳氏の觸るる所無ければ、「不」は「下」の誤り。

明鬼下終